

EPA品目別規則・税率の調べ方(輸入編)

このページの本文へ > サイトマップ > English

 **税関**
Japan Customs

文字サイズ **大きく** 元に戻す **小さく**

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水際での取扱い 貿易統計 カスタムズアンサー

トピックス


税関は、野生生物のミカタです。

- 1 日EU・EPA及びTPP11(CPTPP)に係る業務説明会資料を掲載しました(最終更新平成30年12月25日)
- 2 「国際観光旅客税」について
- 3 「平成30年台風第21号による大雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」の被害に対応した税関手続きについて
- 4 麻生大臣が東京税関を視察しました
- 5 平成30年7月豪雨の被害に対応した税関手続きについて
- 6 「ストップ金密輸」緊急対策
- 7 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取り組みについて(最終更新平成30年6月29日)
- 8 事前報告制度について(出港前報告・入港前報告・乗客予約記録(PNR)等)
- 9 平成28年(2016年)熊本地震の被害に対応した税関手続きについて
- 10 税関の名をかたがた不審な電話・メールなどにご注意ください
- 11 東日本大震災に伴う税関関連情報

税関は、野生生物のミカタです。

全国の税関

函館	東京	横浜
名古屋	大阪	神戸
門司	長崎	沖縄

 **採用案内**

 **カスタムズアンサー**
税関手続きFAQはこちら

AEO制度
Authorized Economic Operator Program

密輸情報提供のお願い
シロイ クロイ
0120-461-961

新着情報

12月27日 | 採用 | [原産地ポータルを更新しました](#)

①.税関HP (<http://www.customs.go.jp/>) へアクセス

②.ページの一番下の「原産地規則ポータル」バナー



EPA品目別規則・税率の調べ方(輸入編)

The screenshot shows the 'Origin Rules Portal' website. At the top, there is a search bar and a language selector set to 'English'. Below the header, a banner reads: '税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。' (The Customs is working to ensure the appropriate application of origin rules, aiming for fair and smooth implementation of economic cooperation agreements, etc.).

The main content area is titled 'ピックアップ' (Pickup) and contains a grid of menu items:

- 原産地規則全般** (General Origin Rules)
 - 原産地規則の概要
- 品目別原産地規則** (Product-specific Origin Rules) - highlighted with a blue box
 - 品目別原産地規則の検索
 - 品目別原産地規則一覧表
- EPA**
 - EPA原産地規則マニュアル
 - 「自己申告制度」利用の手引き
 - EPA原産地規則について(詳細版)
 - 経済連携協定全般(譲許表、ステージング表、HSコードの取扱等) - highlighted with a red box
- GSP**
 - 一般特恵関税マニュアル
 - GSP原産地規則について(詳細版)
 - 一般特恵関税制度(カスタムスアンサー)
 - 特恵関税制度の卒業要件の見直しについて
- 事前教示**
 - 事前教示制度(原産地関係)
 - 事前教示回答(原産地)事例一覧表
- 事後確認**
 - 事後確認について
 - EPA/GSPでの原産性に係る非違事例
- 関連情報**
 - 実行関税率表 - highlighted with a red box

原産地規則ポータルトップ

③.原産地規則ポータル ピックアップから以下をクリック

・品目別規則を調べる

特定の品目だけ調べたい・・・品目別原産地規則の検索
規則全体を見たい・・・品目別原産地規則一覧表

・EPA税率を調べる

現在の税率なら・・・ 関連情報 実行関税率表
今後の状況(ステージング)・・・ EPA 経済連携協定全般

・その他輸入手続きに参考となる情報も掲載しています
EPA原産地規則マニュアル、「自己申告制度」利用の手引き

ポイント

同じEPAであれば品目別規則は各国共通。税率は異なるため相手国の税率を調べる場合は、次ページの手順で。

EPA品目別規則・税率の調べ方（輸出編）

一例として日本貿易振興機構（ジェトロ）HPから調べる方法をご紹介します。

①.日本貿易振興機構（ジェトロ）HP
(<https://www.jetro.go.jp/>)へアクセス

②.ジェトロ「世界各国の関税率」からWorld Tariffを利用
(<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>)

初めての利用の場合World Tariffのユーザー登録が必要

* ジェトロHPからユーザーIDとパスワードが即時取得可能

無料。詳しくはwebで

EPA品目別規則は協定が同じであれば各国共通のため、
輸入編を参照してください。

その他様々な資料が掲載されています（2019.2現在）

・EPA活用法・マニュアル
(https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/#favorable_tariff)

・TPP解説書 関税編・原産地規則編
(<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp.html>)

・日EU・EPA解説書
(<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>)

・EU加盟各国における特惠原産性の事前教示制度
(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/1a55b60986d701e.html>)

EPA利用にあたり、まず押さえておきたいポイント

【EPA税率適用のための条件】

- ☑ EPA税率が設定されていること(譲許されていること)
- ☑ 協定上の原産品であること(=原産地規則を満たすこと)
- ☑ 原産品であることを税関に証明すること

【誤解しがちな点】

- ☑ 複数のEPAが使える国(例:ベトナム)において、EPAの優先順位はない。
ただし、協定が異なればルールは変わる。AJCEPベトナム原産品≠TPP原産品
(ルールによっては結果的にどちらも原産品になる場合もある)
- ☑ 国内で購入したものはその国の原産品とは限らない。
規格が同じであっても自社の海外工場で製造したものは日本産ではない。
- ☑ 原産品の3つのカテゴリーの違いによる優劣はない。証明しやすい方法を選んでよい。